

いじめ防止基本方針

上三川町立本郷中学校

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

以下の点を基本理念として共有し、生徒への指導に当たる。

- ・「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」ことであること。
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の心身を深く傷つけ、時には生命の危機につながる重大な人権侵害であること。
- ・「いじめをしない、させない」風土づくりを学校全体で行うこと。
- ・学年や学級の枠にとらわれず、「全校生徒を全教職員で指導する」ことを基本とすること。
- ・保護者や地域、関係機関等と密に連携しながら、いじめの未然防止や解決に当たること。

2 組織的な対応に向けて

(1) 全職員による校内研修（生徒理解）

- ・定期開催（年度初め、各学期の中間期、年度末、職員会議・研修時）
- ・随時開催

(2) いじめ対策委員会の開催

《構成》 校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学級担任、スクールカウンセラー、スクールサポーター
（その他必要に応じて専門家の参加を要請する場合あり）

《内容》 ・本校のいじめの実態に関すること
・いじめに対する指導及び保護者への対応に関すること
・学校としての方針、体制について
・関係諸機関との連携について

3 いじめ未然防止のための取組

◇ 学校経営の重点として

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえるとともに、「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもって、帰属意識や規範意識の高い学校づくりに努める。

目指す学校像

- 生徒と教師が信頼で結ばれ、生徒・教職員にとって居がいのある学校
- 確かな学力の向上に努める学校
- 保護者や地域から信頼される、地域とともにある学校

学校経営の重点

1 居がいのある学校づくり

(1) 人間関係形成・社会形成能力の育成

- ①あいさつ運動（生徒会・職員・PTA） ・相手に伝わるあいさつの定着
- ②教育相談・いじめアンケートの活用 ③Q Uテストの実施と活用
- ④特別支援教育の推進・充実 ⑤生徒主体の委員会活動の推進
- ⑥教育活動にふさわしい部活動の推進

(2) 達成感・成就感を感じられる学校行事の充実

- ①運動会 ②五常祭（合唱コンクール） ③生徒会行事 ④学年行事

(3) 豊かな心と健やかな体を育む教育活動の推進（体験活動を含む）

- ①朝の10分間読書の完全実施 ②校内環境整備・緑化活動など
- ③道徳教育の充実 ④集団宿泊学習の充実
- ⑤伝統文化体験の充実（茶道・邦楽） ⑥健康・体力の増進
- ⑦食育の推進（学校給食を通して）

(4) 安全・安心な学校生活の保持

- ①危機管理マニュアルの見直しと改善 ②破損箇所等への迅速な対応
- ③交通事故防止に向けた取り組み ④不審者対策
- ④学校保健安全に向けた教職員・生徒の意識の高揚

(5) 生徒と向き合う時間の確保と働き方改革の推進

- ①会議・事務処理の効率化とICT化の推進
- ②勤務時間の適正化に向けた取り組みの推進

2 確かな学力の向上

(1) 学習の機会の充実

- ①家庭学習の習慣化（スタディサプリの活用）
- ②質問しやすい場の充実
- ③「家庭学習の手引き」の有効活用

(2) 基礎・基本の確実な定着

- ①本時のねらいを明確にした、わかる授業の展開
- ②授業における「振り返り」の充実
- ③個に応じた学習活動の展開 ・TTによる授業の充実 ・個別支援教室の充実
- ④「とちぎの子どもの基礎・基本」の活用と定着

(3) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善

授業の中で

- ①「主体的に思考・判断する場」の設定 ②「伝え合う活動の場」の設定
- ③「知識・技能を活用する場」の設定 ④「日常生活と関連づけて考える場」の設定
- ⑤言語活動の充実

(4) 授業力の向上

- ①校外の授業研究会等への積極的な参加の推進
- ②校内での授業公開（一人1授業）
- ③学区内の小学校との連携による授業研究の推進

3 地域とともにある学校づくり

(1) 地域から学ぶ学習の推進

- ①地域素材の教材化、プログラムの開発
- ②プロジェクト磯川
 - ・ホタル会の活動（飼育・放流・ホタル祭への協力）
- ③福祉活動の推進
- ④しらさぎチャレンジ（職場体験）
- ⑤地域行事への積極的参加の奨励
- ⑥地域行事等でのボランティア活動の奨励
 - ・町民スポレク祭、しらさぎマラソン大会等

(2) 家庭・地域との連携強化と開かれた学校づくりの推進

- ①居住地確認 ②個人懇談 ③授業参観 ④学年・学級懇談
- ⑤PTA活動 ⑥学校支援ボランティア活動の充実

(3) 積極的な情報収集と発信

- ①学校評価・保護者アンケート ②学校運営協議会
- ③学校・学年・学級だより等の発行
- ④保健・進路・給食・図書だより等の発行

(4) 小・中の連携と交流の推進

- ①教職員相互の授業研究、児童生徒理解のための情報交換
- ②児童生徒の交流（中学生による学校説明会）

(5) 迅速・誠実な対応による信頼関係づくり

- ①適切な情報収集・報告・共有化 ②初期対応の徹底（即日対応）
- ③依頼・相談事項等への迅速・誠実な対応
- ④途中経過や結果の報告による信頼関係づくり

◇ 教職員の意識の向上に向けて

- ・学級経営や学年経営、部活動の指導、生徒への声かけ、日々の生徒指導等を、「いじめ防止」「人権尊重」の視点から見直し、常に自己の言動を振り返る。
 - （「ハートフルチェック」、「人権感覚チェック」など）
- ・コンプライアンスの推進（法令遵守、教職員としての倫理規範等）

◇ 生徒の意識の向上に向けて

当然ながら、いじめは生徒間で起こるものである。したがって、いじめの未然防止や撲滅については、安心して過ごせる人間関係といじめを許さない雰囲気づくりに向けて、生徒自身の意識の向上を図ることが重要である。

- ①人権意識、道徳性を高める学習
 - ・道徳教育の充実（特に「自他の生命の尊重」「公平・公正」）
 - ・集中人権学習の実施
- ②生徒会による取組
 - 《生徒総会・本部役員会》
 - ・生徒会本部役員によるあいさつ運動

《福祉人権常任委員会》

- ・月別人権目標の設定、実施
- ・人権標語の募集
- ・人権集会（12月）の実施
- ・定期的な人権感覚チェックの実施

《その他》

- ・各学校行事で生徒が主体となって取り組む場面の設定 → 自己有用感

③小中の連携

- ・中学1年生による児童対象説明会（12月：小学6年生対象）
- ・教職員による小中児童生徒指導連絡会（6月、3月）

◇ 保護者・関係機関との連携

①保護者

- ・PTA総会、学年保護者会、家庭訪問、個人懇談等での啓発
- ・PTAによるあいさつ運動

②地域、関係機関

- ・本郷地区の各小学校との連携（PTA、教職員）
- ・スクールガード、子ども110番の家等による見守り活動
- ・学校運営協議会委員、民生委員等からの情報提供、情報共有
- ・警察等からの情報提供、情報共有

4 いじめの早期発見に向けて

（1）生徒理解、職員間の情報共有

- ・生徒の変化を見逃さない。（表情、服装、持ち物、提出物、交友関係、部活動への取組、等）
- ・職員間の情報共有、指導方針の共通理解

（2）保護者との連携

- ・各資料の配布による啓発、情報提供
- ・保護者会、家庭訪問、個人懇談等での相談
- ・こまめな連絡（電話連絡、家庭訪問）

（3）各種調査、関係機関との連携

- ・ハートフルチェック（毎月）
- ・教育相談（年3回の定期相談、随時行うチャンス相談）
- ・Q-Uテストの実施と活用（年2回）
- ・スクールカウンセラーの活用

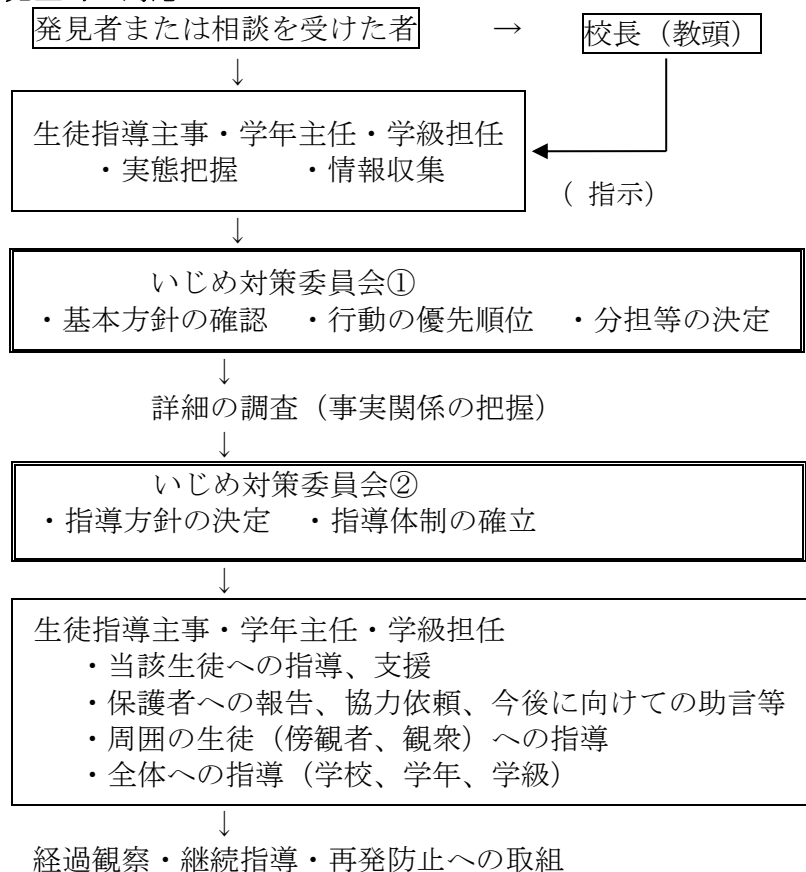
5 いじめの解決に向けて

（1）対応の基本姿勢

- ・早期発見に努め、問題が小さい段階での解決を目指す。
- ・慎重かつスピーディな初期対応を心がけるが、人権上の配慮を十分にし、拙速にならないようにする。
- ・いじめを受けた生徒の不安を取り除き、安全を確保することを最優先にする。
- ・いじめをした生徒には毅然とした姿勢で指導し、自らの行為の重大さを自覚させるとともに、今後の行動を改めることができるように指導・援助に当たる。
- ・いじめを受けた生徒の身になって対応するが、双方（被害者、加害者）との信頼関係を大切にする。

- ・対応は複数で行うことを基本とし、解決に向けては、生徒・学校・家庭・地域・関係機関が連携してより良い方向性をさぐる。
- ・一定の解決をみた後も、双方の生徒および周囲の生徒に目を配るとともに、いじめの起きにくい、明るく望ましい集団づくりに努める。（経過観察、継続指導）

（２）発生時の対応マニュアル



（３）重大事案への対応

- ・内容や程度によって、関係機関や専門家(カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士)などの協力を仰いだり助言を求めたりする。
- ・いじめが犯罪行為として扱われるべき事案、および身体や財産に著しい被害が生じる恐れのあるもの等については、町および県の教育委員会と連携のうえ、所轄の警察署に連絡して対処する。

（４）その他

- ・インターネットによるいじめについては、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、町および県の教育委員会と連携して、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。